

新	旧
<p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>4-51-1 性能要件</p> <p>4-51-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項第1号関係、細目告示第119条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>4-51-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係)</p> <p>当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第41条第2項第2号関係、細目告示第119条第2項第2号関係)</p> <p>ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4-50の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの</p> <p>(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること</p> <p>(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること</p> <p>イ 取付けが確実であり、損傷がないもの</p> <p>当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであ</p>	<p>4-45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>4-45-1 性能要件</p> <p>4-45-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 4-44の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項第1号関係、細目告示第119条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-44の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>4-45-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 4-44の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係)</p> <p>当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第41条第2項第2号関係、細目告示第119条第2項第2号関係)</p> <p>ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4-44の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの</p> <p>(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること</p> <p>(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること</p> <p>イ 取付けが確実であり、損傷がないもの</p> <p>当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えた</p>

<p>ること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの</p> <p>イ 公的試験機関が証明する書面により、自動車の種別に応じて適用される <u>4 - 50</u> の基準に適合していることが明らかであるもの (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[並行・試作等の O B D 適用外]</p> <p>(3) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、<u>5 - 51 - 1</u> (1) の規定を準用する。(適用関係告示第 28 条第 82 項関係)</p> <p>4 - 51 - 2 欠番</p> <p>4 - 51 - 3 欠番</p> <p>4 - 51 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) から までに掲げる自動車については、4 - 51 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。</p> <p>昭和 48 年 3 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和 47 年法律第 62 号)附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車であって同年 12 月 1 日以降に製作されたもの</p> <p>昭和 48 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和 47 年法律第 62 号)附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車</p> <p>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(に掲げるものを除く) であって昭和 50 年 12 月 1 日(二サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供するものに限る。))及び輸入された自動車にあっては、昭和 51 年 4 月 1 日)以降に製作されたもの</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの(第一号から第四号までに掲げるものを除く。)</p> <p>昭和 42 年 12 月 31 日以前に最初に法第 7 条第 1 項の新規登録を受けた自動車</p>	<p>ものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの</p> <p>イ 公的試験機関が証明する書面により、自動車の種別に応じて適用される <u>4 - 44</u> の基準に適合していることが明らかであるもの (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[並行・試作等の O B D 適用外]</p> <p>(3) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、<u>5 - 45 - 1</u> (1) の規定を準用する。(適用関係告示第 28 条第 82 項関係)</p>
---	---

<p>軽自動車（第1号から第5号までの自動車を除く。）</p> <p>(2) 及び に掲げる自動車については、4 - 45 - 6（従前規定の適用 ）の規定を適用する。</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された自動車（昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の道路運送車両法施行規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）（適用関係告示第28条第1項第3号関係）</p> <p>軽自動車であって、平成11年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係）</p> <p>小型自動車であつて、平成12年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係）</p> <p>(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて次に掲げるものについては、4 - 45 - 7（従前規定の適用 ）の規定を適用する。</p> <p>平成14年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のイ及びロ及び同項第4号の表のイ及びロに掲げる自動車（適用関係告示第28条第1項第5号関係）</p> <p>平成15年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる自動車並びに同条第1項第1号及び第2号の自動車（二輪自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第5号関係）</p> <p>平成15年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に制作された細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車</p> <p>(4) 及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 8（従前規定の適用 ）の規定を適用する。</p> <p>軽油を燃料とする自動車であつて平成16年8月31日以前に製作された細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第5号及び第6号（車両総重量12t以下のものに限る。以下この号において同じ。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日（同項第7号の表の二及び第8号の表の二並びに第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては平成15年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第6号関係）</p> <p>平成17年8月31日以前に製作された細目告示第41条第1項第5号及び第6号（車両</p>	
---	--

コメント [J1]: 普通・小型・軽、乗用・10人以下

コメント [J2]: 1.7t～3.5t 以下、普通・小型貨物、10人以上

コメント [J3]: 軽貨物

コメント [J4]: 3.5t 以下

コメント [J5]: 3.5t 超

総重量 12 t を超えるのものに限る。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

4 - 51 - 5 従前の規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効に減少させる装置をいう。)であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。この場合において、及びの自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示 28 条 78 項)

昭和 48 年 3 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和 47 年法律第 62 号)附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車であって同年 12 月 1 日以降に製作されたもの

昭和 48 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和 47 年法律第 62 号)附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車

第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車

一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(に掲げるものを除く)であって昭和 50 年 12 月 1 日(二サイクルの原動機を有する軽自動車(専ら乗用の用に供するものに限る。))及び輸入された自動車にあつては、昭和 51 年 4 月 1 日)以降に製作されたもの

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの(第一号から第四号までに掲げるものを除く。)

昭和 42 年 12 月 31 日以前に最初に法第 7 条第 1 項の新規登録を受けた自動車

軽自動車(第 1 号から第 5 号までの自動車を除く。)

4 - 51 - 5 - 1 - 1 視認等による審査

なし

4 - 51 - 5 - 1 - 2 書面等による審査

なし

4 - 51 - 6 従前規定の適用

次の及びに掲げる自動車については、4 - 51 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(49 年 9 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成 10 年運輸省令第 67 号)による改正前の道路運送車両法

施行規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）(適用関係告示第28条第1項第3号関係)

軽自動車であって、平成11年8月31日(輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第4号関係)

小型自動車であって、平成12年8月31日(輸入された自動車にあっては、平成13年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降に、法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第4号関係)

4-51-6-1 性能要件

4-51-6-1-1 視認等による審査

なし

4-51-6-1-2 書面等による審査(4-51-8-1)

なし

4-51-7 従前規定の適用

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるものについては、4-51-7(従前規定の適用)の規定を適用する。

平成14年8月31日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のイ及びロ及び同項第4号の表のイ及びロに掲げる自動車(適用関係告示第28条第1項第5号関係)

平成15年8月31日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる自動車並びに同条第1項第1号及び第2号の自動車(二輪自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第5号関係)

平成15年8月31日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に制作された細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車

4-51-7-1 性能要件

4-51-7-1-1 視認等による審査

(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項第1号関係、細目告示第119条第2項第1号関係)

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合することが明らかであ

コメント [J6]: 普通・小型・軽、乗用・10人以下

コメント [J7]: 1.7t~3.5t以下、普通・小型貨物、10人以上

コメント [J8]: 軽貨物

る自動車にあっては、に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第119条第2項第1号関係)

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は抹消登録証明書備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)

4-51-7-1-2書面等による審査

(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係)

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

(細目告示第41条第2項第2号関係、細目告示第119条第2項第2号関係)

ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4-50の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの

(ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること

(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること

イ 取付けが確実であり、損傷がないもの

当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第41条第2項第3号関係、細目告示第119条第2項第3号関係)

ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの

イ 公的試験機関が証明する書面により、自動車の種別に応じて適用される4-50の基準に適合していることが明らかであるもの

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは、(1) に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

後処理装置を用いないもの

酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

4 - 51 - 8 従前規定の適用

及び に掲げる自動車については、4 - 51 - 8 (従前規定の適用)の規定を適用する。

軽油を燃料とする自動車であって平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日(同項第 7 号の表の二及び第 8 号の表の二並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(車両総重量 12 t を超えるのものに限る。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

4 - 51 - 8 1 性能要件

4 - 51 - 8 - 1 1 視認等による審査

(1) 4 - 50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの(公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 4 - 50 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、 に掲げるもの)は、(1)の基準に適合しないものとする。

触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等(各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。)が取り外されているもの

電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)

4 - 52 ブローバイ・ガス還元装置

4 - 52 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 52 - 2 欠番

4 - 52 - 3 欠番

4 - 52 - 4 適用関係の整理

4 - 46 ブローバイ・ガス還元装置

4 - 46 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

コメント [J9]: 3.5t 以下

コメント [J10]: 3.5t 超

次に掲げる自動車については、4 - 52 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。

昭和45年12月31日以前に製作された自動車(同年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第1号関係)

次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車

ア 軽自動車であって、平成11年8月31日(輸入されたものにあつては、平成12年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)(適用除外告示第28条第1項第4号イ)

イ 小型自動車であつて、平成12年8月31日(輸入されたものにあつては、平成13年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)(適用除外告示第28条第1項第4号ロ)

軽油を燃料とする自動車であつて、平成16年8月31日以前に製作された(細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第五号及び第六号(車両総重量12t以下のものに限る。以下この号において同じ。))自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日(同項第7号の表の二及び第8号の表の二並びに第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては平成15年10月1日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第6号関係)

軽油を燃料とする自動車であつて、平成17年7月31日以前に製作された細目告示第41条第1項第5号及び第6号(車両総重量12tを超えるのものに限る。)に掲げる自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第6号関係)

4 - 52 - 5 従前規定の適用

次の から に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

昭和45年12月31日以前に製作された自動車(同年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第1号関係)

次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車

ア 軽自動車であつて、平成11年8月31日(輸入されたものにあつては、平成12年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)

イ 小型自動車であつて、平成12年8月31日(輸入されたものにあつては、平成13年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

コメント [J11]: 3.5t 以下

コメント [J12]: 3.5t 超

軽油を燃料とする自動車であって、平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された（細目告示第 41 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 5 号及び第 6 号〔車両総重量 12 t 以下のものに限る。以下この号において同じ。〕自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日（同項第 7 号の表の二及び第 8 号の表の二並びに第 5 号及び第 6 号に掲げる自動車にあっては平成 15 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。）については、4 - 52 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。

軽油を燃料とする自動車であって、平成 17 年 7 月 31 日以前に製作された細目告示第 41 条第 1 項第 5 号及び第 6 号（車両総重量 12 t を超えるのものに限る。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素発散防止装置指定自動車を除く。）

4 - 46 - 5 - 1 性能要件

なし

4 - 53 燃料蒸発ガス発散防止装置

4 - 53 - 1 性能要件（書面等による審査）

（略）

4 - 53 - 2 欠番

4 - 53 - 3 欠番

4 - 53 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 47 年 7 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認証を受けた軽自動車を除く。）については、4 - 53 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用除外告示第 28 条第 1 項第 2 号）
- (2) 次に掲げる自動車については、4 - 53 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。

平成 14 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用除外告示第 28 条第 58 項第 1 号）

 - ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車
 - イ 車両総重量が 1.7 t 以下の普通貨物自動車又は小型貨物自動車（アに掲げる自動車以外のもの）

平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された次に掲げるもの（適用除外告示第 28 条第 58 項第 2 号）

 - ア 車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車
 - イ 車両総重量が 1.7 t を超え 3.5 t 以下の普通貨物自動車及び小型貨物自動車（二輪自動車を除く。）（アに掲げるもの以外のもの）

平成 15 年 8 月 31 日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日

コメント [J13]: 3.5t 以下

コメント [J14]: 3.5t 超

4 - 47 燃料蒸発ガス発散防止装置

4 - 47 - 1 性能要件（書面等による審査）

（略）

以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された軽貨物自動車(アに掲げるもの以外のもの)

(適用除外告示第 28 条第 58 項第 3 号)

4 - 53 - 5 従前規定の適用

昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(昭和 47 年 7 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認証を受けた軽自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。

4 - 53 - 5 - 1 性能要件

なし。

4 - 53 - 6 従前規定の適用

ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、燃料から蒸発する炭化水素の大気中への排出を有効に防止する装置を備えればよい。

平成 14 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された次に掲げるもの(適用除外告示第 28 条第 58 項第 1 号)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車
イ 車両総重量が 1.7 t 以下の普通貨物自動車又は小型貨物自動車(アに掲げる自動車以外のもの)

平成 15 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された次に掲げるもの(適用除外告示第 28 条第 58 項第 2 号)

ア 車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車
イ 車両総重量が 1.7 t を超え 3.5t 以下の普通貨物自動車及び小型貨物自動車(二輪自動車を除く。)(アに掲げるもの以外のもの)

平成 15 年 8 月 31 日(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)以前に製作された軽貨物自動車(アに掲げるもの以外のもの)(適用除外告示第 28 条第 58 項第 3 号)

4 - 54 冷房装置の導管等

4 - 54 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 55 排気管

(略)

4 - 55 - 1 性能要件(視認等による審査)

4 - 48 冷房装置の導管等

4 - 48 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 49 排気管

(略)

4 - 49 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 55 - 2 欠番

4 - 55 - 3 欠番

4 - 55 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 55 - 5 (従前の規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 8 号関係)

4 - 55 - 5 従前の規定の適用

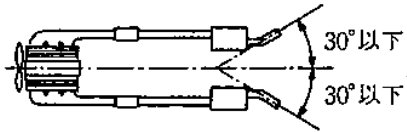
昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 8 号関係)

4 - 55 - 5 - 1 性能要件 (視認等による審査)

自動車の排気管は、次の基準に適合するものでなければならない。

排気管は、左向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向きに 30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

(参考図)



排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項 (法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) 車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。

排気管は、車室内に配管されていないこと。

排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車 (当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。) 若しくはその積載物品が発火又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

排気管の取付けが確実であり、かつ、損傷していないこと。

4 - 56 - 1 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1) 窒素酸化物等排出自動車 (別表 2 中の NOx・PM法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。)) であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車 (散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医

(略)

4 - 50 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 50 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1) 自動車 NOx・PM総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車であって「NOx・PM特例告示」で定めるものは、「NOx・PM特例告示」で定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条の 2 関係)

削除: 同法第 12 条第 1 項に規定する

コメント [J15]: 法の趣旨より原動機を有さないものを除外した。

コメント [J16]: 環境省令第 3 条では特種自動車のうち列記する形状のものとしているが形状コードとの関連づけが不明

療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車)のうち、ガソリン、液化石油ガス(以下LPG)又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたものは、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物(Nox)及び粒子状物質(PM)の排出量について、Nox・PM法の欄のそれぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる数値及び粒子状物質の排出基準の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査(4-56の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあつては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。)(以下「新規検査等」という。)であつて、別表5の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日(以下「窒素酸化物等特定期日」という。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成14年9月30以前の窒素酸化物等排出自動車であつて、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの(特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。)については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であつて、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査(型式指定車にあつては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止自動車にあつては規則第63条の検査を含む。)継続検査又は構造検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ 前3項の規定の適用にあつて、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

窒素酸化物特定自動車(別表2の中のNox法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を

削除: 窒素酸化物排出自動車及び
粒子状物質排出自動車

削除: 自動車から排出される窒素
酸化物の特定地域における総量の
削減等に関する特別措置法の一部
を改正する法律(平成13年法律第
73号)による改正前の自動車から
排出される窒素酸化物の特定地域
における総量の削減等に関する特
別措置法(平成4年法律第70号)
第10条に規定する

有する窒素酸化物自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員1人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車）（次項に掲げるものを除く。）のうち、ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたものは、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、別表4中のNOx法に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（4-56の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定車検証の提出がある場合にあつては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であつて、別表5の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に依り、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成5年11月30日（車両総重量が3.5t以下を超え5tを超える自動車（以下「特定自動車」という。）にあつては平成8年3月31日）以前の窒素酸化物等排出自動車であつて、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に依り、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 前2項の規定の適用にあつて、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。

(2) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における別表4の数値との比較については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であつて原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下4-56において「原動機等の変更」という。）若しくは等価性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物

(2) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における「NOx・PM特例告示」の基準の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であつて原動機等の変更及び等価性重量の標準値の変更が行われていないものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領別紙1「完成検査終了証の記載方法」に基づき完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒

コメント [J17]: 法の趣旨から対象から除外した。

コメント [J18]:

コメント [J19]: 環境省令第3条では特種自動車のうち列記する形状のものとしているが形状コードとの関連づけが不明

削除: 第2条

削除: 特定自動車

コメント [J20]: 規制値を現行審査基準において引用。なお、法上の基準一覧表は削除することとした。

削除: 筈

削除: それに対応する窒素酸化物排出基準の

コメント [J21]: 国土交通省通達を極力削除することとした。

削除: 自動車型式認証実施要領

削除: 別添1自動車型式指定実施要領別紙1「完成検査終了証の記載方法」に基づき

質に係る諸元値又諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値
 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値
 「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は車両諸元表に記載された諸元値
 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、施行規則第36条第5項及び第6項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値
 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面又は自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（1）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表4の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値
 ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス6モード、ガソリン・液化石油ガス13モード、ディーゼル6モード又はディーゼル13モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる

(3) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における（1）の基準の適合性の判定については以下による。
 なお、記載文中「年 月 日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。
 検査証等の備考欄に次の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、別表4に規定する車両総重量の区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。
 ア 「使用車種規制（NOx・PM）適合」
 イ 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」
 ウ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策

子状物質に係る諸元値又は自動車型式認定実施要領別添1自動車型式指定実施要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値
 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、自動車型式認定実施要領別添15騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領に基づき排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は自動車型式認定実施要領別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値
 「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は国土交通大臣に提出された車両諸元表に記載された諸元値
 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、施行規則第36条第5項及び第6項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値
 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、「10・15モード排出ガス規制対象自動車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和50年11月12日付け自車第708号・自公第163号）に規定する書面（当該変更前の自動車が「NOx・PM特例告示」の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が「NOx・PM特例告示」の基準に適合するものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

(3) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における「NOx・PM特例告示」の基準の適合性の判定については以下による。
 検査証等の備考欄に実施要領3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、「NOx・PM特例告示」別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。
 原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が「NOx・PM特例告示」の基準に適合するものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（(4)からまでの自動車を除く。）。

削除：は自動車型式認定実施要領別添1自動車型式指定実施要領に基づき国土交通大臣に提出された

削除：自動車型式認定実施要領別添15騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領に基づき

削除：自動車型式認定実施要領別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された

削除：国土交通大臣に提出された

削除： _____

コメント [J22]: 実施要領の内容を直接記載することとした。

削除： _____

削除：自動車検査業務等実施要領（昭和36年11月25日自車第880号。以下「実施要領」という。）3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)

書式変更：簡条書きと段落番号

削除：別添「第31条の2告示」別表第1、第3及び第5

削除：のうち該当する区分

地域内に使用の本拠を置くことができません。」

エ 「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

オ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表4の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する(4) から までの自動車を除く。)

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成14年9月30日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表4(軽油を燃料とする自動車にあっては、窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)以下同じ。)の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があったものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値(2) から までに規定する諸元値をいう。)により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第31条の2に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠ができないおそれがあります。」

イ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

ウ 「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

エ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(4) 別表3に掲げる自動車であって適合しないものとなっているものうち次に掲げる自動車は(1)の基準に適合しているものとする。

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス6モード、ガソリン・液化石油ガス13モード、ディーゼル6モード又はディーゼル13モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であつて平成14年9月30日以前に変更に係る検査を受けているものについての「NOx・PM特例告示」第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては同第4条及び同第5条。以下同じ。)の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があったものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値(2) から までに規定する諸元値をいう。)により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に実施要領3-4-21の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記載のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

(4) 次に掲げる自動車は「NOx・PM特例告示」の基準に適合しているものとする。
型式指定自動車(に規定する自動車を除く。)であつて諸元表等に記載された窒素

削除: 原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス6モード、ガソリン・液化石油ガス13モード、ディーゼル6モード又はディーゼル13モードによる

削除: _

コメント [J23]: 実施要領の内容を直接記載し同じ記載内容のものを省略した。

削除: 実施要領3-4-21の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)

削除: の記載のあるもの

<p>型式指定自動車(に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質。 から までにおいて同じ。)に係る諸元値が、別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等(に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であって、(2)の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量の標準値の変更が行われた自動車(新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。))において判定する場合に限る。)であって当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(原動機等の変更が行われたものを除く。以下 及び において同じ。)であって、諸元表等に記載された窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質)に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値(輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあっては別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値。以下 及び において同じ。)を超えているもの(諸元値を持たないものを含む。)に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質)を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(軽油を燃料とする自動車に限る。)であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの(諸元値を持たないものを含む。)に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(軽油を燃料とする自動車に限る。)であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p> <p>新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを</p>	<p>酸化物(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質。 から までにおいて同じ。)に係る諸元値が、別表2の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等(に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表2の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表3の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であって、(2)の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表3の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量の標準値の変更が行われた自動車(新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。))において判定する場合に限る。)であって当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が別表3の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(原動機等の変更が行われたものを除く。以下 及び において同じ。)であって、諸元表等に記載された窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質)に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値(輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあっては別表3の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値。以下 及び において同じ。)を超えているもの(諸元値を持たないものを含む。)に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質)を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(軽油を燃料とする自動車に限る。)であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの(諸元値を持たないものを含む。)に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p> <p>型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(軽油を燃料とする自動車に限る。)であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p>
---	--

削除: 第2

削除: 2

削除: 3

<p>除く。)及び定期日において、車両総重量が2.5tを超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)</p>	
<p>(5) 次に掲げる自動車は(1)の基準に適合していないものとする。 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって昭和48年11月30日以前に製作された(昭和48年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く)自動車(型式指定自動車を含む。) 指定自動車等以外であって、10モードの適用を受けないもの(車両総重量2.5tを超えるものを除く) 軽油を燃料とする自動車であって昭和50年3月31日以前に製作された自動車(昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く)</p>	<p>(5) 次に掲げる自動車は「NOx・PM特例告示」第2条の基準に適合していないものとする。 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第2項に規定する自動車(型式指定自動車を含む。) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第4項に規定する自動車 軽油を燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第1項第3号に規定する自動車</p>
<p>(6) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)の基準に適合しないものとする。 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって平成5年8月31日(輸入された自動車にあっては平成8年3月31日)以前に製作されたもの(平成6年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。) 車両総重量2.5以下の自動車であって(前項に係るものを除く)平成6年8月31日(輸入にあって平成7年3月31日)以前に製作されたもの(平成5年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。) 車両総重量2.5超の自動車であって(前項2号に係るものを除く)平成8年3月31日(輸入にあって平成8年3月31日)以前に製作されたもの(平成6年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)</p>	<p>(6) 軽油を燃料とする自動車であって、適用関係告示第28条第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第28項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項及び第38項に規定するものは、「NOx・PM特例告示」第5条の基準に適合していないものとする。</p>
<p>(7) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(2)、(3)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。</p>	<p>(7) 新規検査、予備検査、継続検査、臨時検査又は構造等変更検査において「NOx・PM特例告示」第2条、第4条及び第5条の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての「NOx・PM特例告示」第2条、第4条及び第5条の基準の適合性の判定は、(2)、(3)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。</p>
<p>(8) (2)、(3)及び(7)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第31条第1項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、4-49の規定若しくは4-50の表に該当する規定に適合するものであること。</p>	<p>(8) (2)、(3)及び(7)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第31条第1項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、細目告示の規定若しくは適用関係告示の規定に適合するものであること。</p>
<p>(9) 法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後5年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日)以降のものにあっては平成5年11月30日(車両総重量が3.5tを超える5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日)とする。 初度登録年が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年の末日とする。 初度登録年月が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。</p>	<p>(9) 法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後5年が経過した自動車の「NOx・PM特例告示」における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日)以降のものにあっては平成5年11月30日(車両総重量が3.5tを超える5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日)とする。 初度登録年が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年の末日とする。 初度登録年月が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。</p>

コメント [J24]: 適用関係告示の条文の文書化

削除: 適用関係告示第6条に規定する

コメント [J25]: 適用関係告示の条文の文書化

削除: ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第18条に規定する自動車

削除: 適用関係告示第1条第41号に規定する

削除: 6)

コメント [J26]: PM未規制車の取扱

削除: 適用関係告示第30条

削除: 第35条、第41条、第43条、第49条、第52条、第55条、第58条、第61条、第62条、第64条、第66条、第68条、第69条、第73条及び第74条に規定するもの

削除: は、別添「第31条の2告示」第5条の基準に適合していないものとする

(10) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第 67 条第 1 項ただし書きの事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11) 指定自動車（自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の自動車をいう。以下(11)において同じ。）を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により（1）の基準の適合性について判定を行う。

(12) （1）の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車（以下「変更を行った自動車」という。）等については、（3）等によるほか、以下により取り扱う。

（3）及び(7)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア 検査を受ける自動車については、公的な試験機関（国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であって 10 モード法若しくは 10・15 モード法、6 モード法又は 13 モード法による試験の用に供する設備を有するものをいう。以下同じ。）において発行された排出ガス試験結果証明書

イ 原動機等の変更概要説明書及びその図面（変更を行った自動車に限る。）

ア の「排出ガス試験結果証明書」とは、様式 3 の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真（変更を行った自動車に限る。）をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。

イ （1）（軽油を燃料とする自動車にあっては NOx 及び PM）の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM 適合」(1) に適合し、(1) に適合していないものにあつては「NOx・PM 不適合」と 3 - 3 - 15 (8) の規定に基づき検査表 2 の備考欄に記載する。

次表の車種欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるもの（ディーゼル 6 モード規制車）について、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

(10) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第 67 条第 1 項ただし書きの事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であつて、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11) 指定自動車（自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の自動車をいう。以下(11)において同じ。）を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により「NOx・PM 特例告示」の基準の適合性について判定を行う。

(12) 「NOx・PM 特例告示」第 2 条、第 4 条又は第 5 条の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車（以下「変更を行った自動車」という。）等については、（3）等によるほか、以下により取り扱う。

（3）及び(7)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。

ア 検査を受ける自動車については、公的な試験機関（国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であつて 10 モード法若しくは 10・15 モード法、6 モード法又は 13 モード法による試験の用に供する設備を有するものをいう。以下同じ。）において発行された排出ガス試験結果証明書

イ 原動機等の変更概要説明書及びその図面（変更を行った自動車に限る。）

ア の「排出ガス試験結果証明書」とは、様式 4 の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真（変更を行った自動車に限る。）をいう。

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。

イ 「NOx・PM 特例告示」第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあっては同第 4 条及び同第 5 条）の基準に適合していると認められるものにあつては「NOx・PM 適合」
「NOx・PM 特例告示」第 2 条に適合し、同第 4 条又は同第 5 条に適合しないもの
にあつては「NOx・PM 不適合」と 3 - 3 - 15(3)の規定に基づき検査表 2 の備考欄
に記載する。

次表の車種欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるもの（ディーゼル 6 モード規制車）について、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値	
			一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの及び車両総重量が 1.7t 以下のもの	昭和 49 年度規制 ～昭和 58 年規制	10 モード又は 10・15 モード	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～昭和 63 年規制			
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～平成 2 年規制	ディーゼル 13 モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh

次表の車種の欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により 6 モード法又は 13 モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず 10 モード法又は 10・15 モード法による排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値	
			一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの及び車両総重量が 1.7t 以下のもの	昭和 49 年度規制 ～昭和 58 年規制	10 モード 又は 10・15 モード	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～昭和 63 年規制			
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～平成 2 年規制	ディーゼル 13 モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh

次表の車種の欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により 6 モード法又は 13 モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず 10 モード法又は 10・15 モード法による排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成2年規制	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	平成6年度規制 ～平成10年規制	2.70g/km	0.62g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(LPGを燃料とする自動車にあっては、27.6g/km)	3.05g/km(LPGを燃料とする自動車にあっては、2.2g/km)

車種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成10年規制	3.70g/km	1.08g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、27.6g/km)	3.05g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、2.20g/km)

4-56-2 (取付要件)

(窒素酸化物等減少装置の機能の維持)

4-56-1の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(NOx・PM 特例告示第7条関係)

4-57 走行用前照灯

4-57-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。(保安基準第32条第1項関係)

4-57-2 性能要件等

4-57-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項及び第2項関係、

4-51 走行用前照灯

4-51-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。4-52-1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。(保安基準第32条第1項関係)

4-51-2 性能要件等

4-51-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項及び

細目告示第120条第1項関係)

走行用前照灯(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第1項第1号)

ア (略)

イ 計測値の判定

(ア) (略)

(イ) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき 10,000cd 以上であること。

(略)

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯(自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。)にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。これらの場合において、前照灯試験機(走行用)を用いて アの各号により計測したときに、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 200mm(自動車(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車~~で~~地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。))の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、100mm)の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 2 項第 4 号関係)

4 - 57 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

4 - 57 - 3 取付要件(視認等による審査)

第2項関係、告示第120条第1項関係)

走行用前照灯(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成10年8月31日以前に製作された自動車並びに平成10年9月1日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第1項第1号)

ア (略)

イ 計測値の判定

(ア) (略)

(イ) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車(最高速度 25km/h 未満のものを除く。)に備える走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき 10,000cd 以上であること。

(略)

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯(自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。)にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。これらの場合において、前照灯試験機(走行用)を用いて アの各号により計測したときに、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 200mm(自動車(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車~~で~~地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。))の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、100mm)の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 2 項第 4 号関係)

4 - 51 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

4 - 51 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のもの）にあっては、4 - 57 - 2 - 1)に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第3項関係、細目告示第120条第2項関係）

から（略）

走行用前照灯は、4 - 57 - 2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

(2)（略）

4 - 57 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、4 - 57 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第3項第1号関係）
- (2) 昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、4 - 57 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第3項第2号関係）
- (3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 57 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第3項第3号関係）
- (4) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 57 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第2項第3号関係）

4 - 57 - 5 従前規定の適用

昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第3項第1号関係）

4 - 57 - 5 - 1 装備要件

- (1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の前面には、4 - 57 - 5 - 2 (1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。
- (2) 最高速度20km/h未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を1個、2個又は4個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個）備えなければならない。この場合において、その光源が25Wを超えるもの（4 - 57 - 5 - 2）にあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。

4 - 57 - 5 - 2 性能要件

- (1) 4 - 57 - 5 - 1 (1)の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方50m（軽自動車、最高速度25km/h未満の自動車に備えるもの）にあっては、15m）の距離にある交

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のもの）にあっては、4 - 51 - 2 - 1)に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第3項関係、細目告示第120条第2項関係）

から（略）

走行用前照灯は、4 - 51 - 2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

(2)（略）

<p>通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 225,000cd を超えないこと。</p> <p>走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>の性能及び の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>ア 計測の条件</p> <p>(ア) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態</p> <p>(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>(ウ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態</p> <p>(エ) 前照灯試験機(走行用)の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態</p> <p>(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態</p> <p>イ 計測値の判定(の性能)</p> <p><u>自動車(最高速度 25km/h 未満のものを除く。)の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</u></p> <p>ウ 計測値の判定(の正射)</p> <p>走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 20cm の鉛直面の範囲内にあること。</p> <p>走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。</p> <p>走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわれない構造であること。</p> <p>(2) 4 - 57 - 5 - 1 (2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、4 - 57 - 5 - 1 (2)の規定によるほか、4 - 57 - 5 - 2 (1) (及び に限る。)の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの</p> <p>灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの</p> <p>4 - 57 - 5 - 3 取付要件</p> <p>4 - 57 - 7 - 3 に同じ。</p> <p>4 - 57 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第2号関係)</p> <p>4 - 57 - 6 - 1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20 km/h 未満の自動車を除く。)の前面には、4 - 57 - 6 - 2 (1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p>	
---	--

(2) 最高速度 20 km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1 個又は 2 個）備えなければならない。この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 57 - 6 - 2 性能要件

(1) 4 - 57 - 6 - 1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 225,000cd を超えないこと。

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

の性能及び の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定（ の性能）

(ア) 走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあつては、主走行ビーム）の光度が最大となる点（以下「最高光度点」という。）は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。

ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。

- a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1 灯につき 15,000cd
- b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd
- c 四灯式のものは、主走行ビームが 1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd

(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。

ウ 計測値の判定(の正射)

走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 20cm(自動車(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車)で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、10cm)の鉛直面の範囲内にあること。

走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 4 - 57 - 6 - 1 (2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、4 - 57 - 6 - 1 (2)の規定によるほか、4 - 57 - 6 - 2 (1) (及び に限る。)の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの
灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

4 - 57 - 6 - 3 取付要件

4 - 57 - 7 - 3 に同じ。

4 - 57 - 7 従前規定の適用

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)

4 - 57 - 7 - 1 装備要件

(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20 km/h 未満の自動車を除く。)の前面には、4 - 57 - 7 - 2 (1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

(2) 最高速度 20 km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1 個又は 2 個)備えなければならない。この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 57 - 7 - 2 性能要件

(1) 4 - 57 - 7 - 1 (1)の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車)で地方運輸局長の指定するもの、最高速

度 35 km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの（あっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 225,000cd を超えないこと。

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

の性能及び の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

ア 計測の条件

(ア) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態

(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態

(ウ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態

(エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態

(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定（ の性能）

(ア) 走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）の光度が最大となる点（以下「最高光度点」という。）は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。

ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。

a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1 灯につき 15,000cd

b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd

c 四灯式のものは、主走行ビームが 1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd

(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。

ウ 計測値の判定（ の正射）

走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 20cm（自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自

動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、10cm)の鉛直面の範囲内にあること。

走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 4 - 57 - 7 - 1 (2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、4 - 57 - 7 - 1 (2)の規定によるほか、4 - 57 - 7 - 2 (1) (及びに限る。)の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

4 - 57 - 7 - 3 取付要件

(1) 4 - 57 - 7 - 1 (1)の走行用前照灯は、4 - 57 - 7 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個、カタピラ及びそりを有する軽自動車、三輪自動車並びに幅 0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)にあっては、1個、2個又は4個であること。

走行用前照灯は、左右同数であり(走行用前照灯を1個備える場合を除く。)かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

走行用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 57 - 8 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)

4 - 57 - 8 - 1 装備要件

(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20 km/h 未満の自動車を除く。)の前面には、4 - 57 - 8 - 2 (1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

(2) 最高速度 20 km/h 未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であつてそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を 1 個、2 個又は 4 個(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1 個又は 2 個)備えな

なければならない。この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあつては、走行用前照灯のほか照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 57 - 8 - 2 性能要件

- (1) 4 - 57 - 8 - 1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
- 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35 km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの) であつては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 225,000cd を超えないこと。
- 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。
- 平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、の性能及びの正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。
- ア 計測の条件
- (ア) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
 - (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
 - (ウ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
 - (エ) 前照灯試験機(走行用)の受光部と走行用前照灯とを正対させた状態
 - (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態
- イ 計測値の判定(の性能)
- (ア) 走行用前照灯(四灯式(同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。))にあつては、主走行ビーム)の光度が最大となる点(以下「最高光度点」という。)は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。
- ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。
- a 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1 灯につき 15,000cd
 - b 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd
 - c 四灯式のものは、主走行ビームが 1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd

(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。

ウ 計測値の判定(の正射)

走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 20cm(自動車(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、10cm)の鉛直面の範囲内にあること。

走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわれない構造であること。

(2) 4 - 57 - 8 - 1 (2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、4 - 57 - 8 - 1 (2)の規定によるほか、4 - 57 - 8 - 2 (1) (及び に限る。)の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

4 - 57 - 8 - 3 取付要件

(1) 4 - 57 - 8 - 1 (1)の走行用前照灯は、4 - 57 - 8 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1 個又は 2 個、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車(二輪自動車を除く。)にあっては、1 個、2 個又は 4 個であること。

走行用前照灯は、左右同数であり(走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。)かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

走行用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 1 装備要件

(略)

4 - 58 - 2 性能要件

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)

ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

(略)

4 - 58 - 2 - 2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)

その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。

すれ違い用前照灯は、4 - 57 - 2 - 2、及び の基準に準じたものであること。

(略)

4 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項)

~ (略)

すれ違い用前照灯は、4 - 58 - 2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

4 - 52 すれ違い用前照灯

4 - 52 - 1 装備要件

(略)

4 - 52 - 2 性能要件

4 - 52 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)

ただし、4 - 51 - 2 - 1 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

(略)

4 - 52 - 2 - 2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)

その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。

すれ違い用前照灯は、4 - 51 - 2 - 2、及び の基準に準じたものであること。

(略)

4 - 52 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項)

~ (略)

すれ違い用前照灯は、4 - 52 - 2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

4 - 58 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 58 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)
- (2) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 58 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)
- (3) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 58 - 7 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係)
- (4) 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により認定を受けた自動車を除く。)については、4 - 58 - 8 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係)
- (5) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 58 - 9 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係)

4 - 58 - 5 従前規定の適用

昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 58 - 5 - 1 装備要件

- (1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、4 - 58 - 5 - 2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、4 - 58 - 5 - 2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。
- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、4 - 57 - 5 - 1 (2) の規定により備えられた走行用前照灯のその光源が 25W を超えるものは、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 58 - 5 - 2 性能要件

- (1) 4 - 58 - 5 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。
すれ違い用前照灯は、に規定するほか、4 - 57 - 5 - 2 (1) 及び の基準に準じたものであること。
- (2) 4 - 58 - 5 - 1 (2) のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 5 - 2 (1) の基準に適合するものであること。
- (3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。
灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

右側通行用の配光である前照灯が取り付けられているもの

4 - 58 - 5 - 3 取付要件

- (1) 4 - 58 - 5 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 5 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、三輪自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1 個又は 2 個であること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1.2m を超えないこと。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1.2m を超えないこと。

- (2) 4 - 58 - 5 - 1 (2) のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 5 - 3 (1) (を除く。) の規定を準用する。この場合において、中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と読み替えるものとする。
- (3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。

4 - 58 - 6 従前規定の適用

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係）

4 - 58 - 6 - 1 装備要件

- (1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、4 - 58 - 6 - 2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、4 - 58 - 6 - 2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。
- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、4 - 57 - 7 - 1 (2) の規定により備えられた走行用前照灯のその光度が 10,000cd 以上のものは、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 58 - 6 - 2 性能要件

- (1) 4 - 58 - 6 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m（除雪、土木作業その他特別な用

途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの(あつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

すれ違い用前照灯は、に規定するほか、4 - 57 - 7 - 2 (1) 及び の基準に準じたものであること。

(2) 4 - 58 - 6 - 1 (2)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 6 - 2 (1) の基準に適合するものであること。

(3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

右側通行用の配光である前照灯が取り付けられているもの

4 - 58 - 6 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 6 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 6 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

すれ違い用前照灯の数は、2個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、三輪自動車並びに幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上1.2m以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1.2m以下に取り付けることができないもの(あつては、取り付けることができる最低の高さ)となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2m以下となるように取り付けられていること。

(2) 4 - 58 - 6 - 1 (2)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 6 - 3 (1) (を除く。)の規定を準用する。この場合において、中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と読み替えるものとする。

(3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 58 - 7 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係)

4 - 58 - 7 - 1 装備要件

- (1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、4 - 58 - 7 - 2 (1)の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、4 - 58 - 7 - 2 (1)の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。
- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、4 - 57 - 8 - 1 (2)の規定により備えられた走行用前照灯のその光度が 10,000cd 以上のものは、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 58 - 7 - 2 性能要件

- (1) 4 - 58 - 7 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの)にあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

すれ違い用前照灯は、に規定するほか、4 - 57 - 8 - 2 (1) 及び の基準に準じたものであること。

- (2) 4 - 58 - 7 - 1 (2)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 7 - 2 (1) の基準に適合するものであること。

- (3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

右側通行用の配光である前照灯が取り付けられているもの

4 - 58 - 7 - 3 取付要件

- (1) 4 - 58 - 7 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 7 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあつては、1 個又は 2 個であること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1.2m 以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1.2m 以下に取り付けることができないもの)にあつては、取り付けることができる最低の高さ)となるよう取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるす

れ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2m以下となるように取り付けられていること。

- (2) 4-58-7-1(2)のすれ違い用前照灯は、4-58-7-3(1)(を除く。)の規定を準用する。この場合において、中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と読み替えるものとする。
- (3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4-58-8 従前規定の適用

平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第2項第2号関係）

4-58-8-1 装備要件

- (1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の前面の両側には、4-58-8-2(1)の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、4-58-8-2(1)の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。
- (2) 最高速度20km/h未満の自動車であって、4-57-8-1(2)の規定により備えられた走行用前照灯の光度が10,000cd以上のものは、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。

4-58-8-2 性能要件

- (1) 4-58-8-1(1)のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

すれ違い用前照灯は、に規定するほか、4-57-8-2(1)及びの基準に準じたものであること。

- (2) 4-58-8-1(2)のすれ違い用前照灯は、4-58-8-2(1)の基準に適合するものであること。
- (3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。
- 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの
- 右側通行用の配光である前照灯が取り付けられているもの

4 - 58 - 8 - 3 取付要件

(1) 4 - 58 - 8 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 8 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

すれ違い用前照灯の数は、2個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上1.2m以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1.2m以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2m以下となるように取り付けられていること。

すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあってはこの限りでない。

(2) 4 - 58 - 8 - 1 (2)のすれ違い用前照灯は、4 - 58 - 8 - 3 (1)（ を除く。）の規定を準用する。この場合において、中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、中「二輪自動車」とあるのは「最高速度20km/h未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。

(3) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものでないこと。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4 - 58 - 9 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係）

4 - 58 - 9 - 1 装備要件

(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の前面の両側には、4 - 58 - 9 - 2 (1)の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下

の自動車には、4 - 58 - 9 - 2 (1)の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。

- (2) 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、4 - 57 - 8 - 1 (2)の規定により備えられた走行用前照灯の光度が 10,000cd 以上のものは、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。

4 - 58 - 9 - 2 性能要件

- (1) 4 - 58 - 9 - 1 (1)のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。)にあつては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。

ア 前照灯試験機(すれ違い用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

ただし、4 - 57 - 8 - 1 (1) の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、この限りではない。

(7) 計測の条件

- a 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
- b 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、a の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- c 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
- d 前照灯試験機(すれ違い用)の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
- e 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

(1) 計測値の判定

- a カットオフ(すれ違い用前照灯の照射方向を調節する際に用いる光の明暗の区切線のことをいう。以下同じ。)を有するすれ違い用前照灯の場合
 - (a) エルボー点(左半分及び右半分のカットオフの交点のことをいう。以下同じ。)は、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.11° の平面及び下方 0.86° の平面(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあつては、下方 0.41° の平面及び下方 1.16° の平面)並びに車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 1° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 2 cm の直線及び下方 15cm の直線(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあつては、下方 7 cm の直線及び下方 20cm の直線)並びに当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ

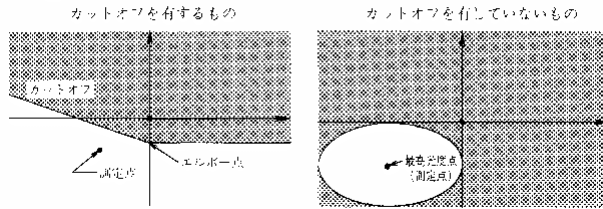
れ 18cm の直線に囲まれた範囲内にあること。

- (b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左右に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 11cm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、16cm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 23cm の直線の交わる位置における光度が、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

b カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合

- (a) 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。
(b) 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例



イ アに基づく前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合には、当該規定にかかわらず、当分の間、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて次の各号により計測することができる。

(ア) 計測の条件

- a 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
b 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、a の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
c 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
d 前照灯試験機(走行用)を用いる場合には、当該受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
e 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

(イ) 計測値の判定

a カットオフを有するすれ違い用前照灯の場合

(a) すれ違い用前照灯をスクリーン(試験機に付属のものを含む。)壁等に照射することによりエルボ一点がア(イ) a (a)に規定する範囲内にあることを目視により確認すること。

(b) ア(イ) a (b)に規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1灯につき、6,400cd以上であること。

b カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合

(a) 最高光度点が、ア(イ)b(a)に規定する位置にあること。

(b) 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。

すれ違い用前照灯は、に規定するほか、4-57-8-2(1)及びの基準に準じたものであること。

(2) 4-58-9-1(2)のすれ違い用前照灯は、4-58-9-2(1)の基準に適合するものであること。

(3) 次に掲げるものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの

灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの

右側通行用の配光である前照灯が取り付けられているもの

4-58-9-3 取付要件

(1) 4-58-9-1(1)のすれ違い用前照灯は、4-58-9-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

すれ違い用前照灯の数は、2個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上1.2m以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1.2m以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ)となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2m以下となるように取り付けられていること。

すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の

最外側から400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあつてはこの限りでない。

- (2) 4-58-9-1(2)のすれ違い用前照灯は、4-58-9-3(1)(を除く。)の規定を準用する。この場合において、 中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、 中「二輪自動車」とあるのは「最高速度20km/h未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。
- (3) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、4-57-8、4-58-9-1、4-58-9-2、4-58-9-3(1)及び(2)の規定によるほか、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。
- (4) すれ違い用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
- (5) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

4-59 前照灯照射方向調節装置

4-59-1 装備要件

自動車には、4-59-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置(前照灯(走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。)の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)

4-59-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第8項関係)
前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。
手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であつて、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる4-57-2-1 ア(7)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2)(略)

4-59-3 欠番

4-59-4 適用関係の整理

- (1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-59-5(従前規定の適用)

4-53 前照灯照射方向調節装置

4-53-1 装備要件

自動車には、4-53-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置(前照灯(走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。)の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)

4-53-2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第8項関係)
前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。
手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であつて、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる4-51-2-1 ア(7)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2)(略)

の規定を適用する。(適用関係告示第29条第1項第8号関係)

4 - 59 - 5 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第8号関係)

4 - 59 - 5 - 1 装備要件

自動車には、4 - 59 - 5 - 2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができる。

4 - 59 - 5 - 2 性能要件

前照灯照射方向調節装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、4 - 57 - 2 - 1 ア(ア)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できる表示をしていないものは、この基準に適合しないものとする。

4 - 60 前照灯洗淨器

4 - 60 - 1 装備要件

(略)

4 - 60 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 60 - 3 取付要件(視認等による審査)

(略)

4 - 60 - 4 適用関係の整理

(1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 60 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第1項第9号から第11号まで及び第2項第3項関係)

4 - 60 - 5 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、この規定は適用しなくてもよい。(適用関係告示第29条第1項第9号から第11号まで及び第2項第3項関係)

4 - 60 - 5 - 1 装備要件

自動車に備える前照灯には、前照灯洗淨器を備えることができる。

4 - 60 - 5 - 2 性能要件

(1) 前照灯洗淨器は、次の基準に適合するものでなければならない。

4 - 54 前照灯洗淨器

4 - 54 - 1 装備要件

(略)

4 - 54 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 54 - 3 取付要件(視認等による審査)

(略)

<p>走行中の振動、衝撃等により損傷を生じるものでないこと。 歩行者等と接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのある鋭利な外向きの突起のないものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる前照灯洗淨器は、(1)の基準に適合するものとする。 指定自動車等に備えられている前照灯洗淨器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗淨器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗淨器と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>4 - 60 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 前照灯洗淨器は、4 - 60 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。 灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる前照灯洗淨器は、(1)の基準に適合するものとする。 指定自動車等に備えられている前照灯洗淨器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗淨器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗淨器及び前照灯洗淨器取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗淨器及び前照灯洗淨器取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>4 - 61 前部霧灯 4 - 61 - 1 装備要件 (略)</p> <p>4 - 61 - 2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 33 条第 2 項関係、細目告示第 43 条第 1 項関係、細目告示第 121 条第 1 項関係) 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 前部霧灯は、に規定するほか、<u>4 - 57 - 2 - 2</u> 及び の基準に準じたものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)</p>	<p>4 - 55 前部霧灯 4 - 55 - 1 装備要件 (略)</p> <p>4 - 55 - 2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 33 条第 2 項関係、細目告示第 43 条第 1 項関係、細目告示第 121 条第 1 項関係) 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 前部霧灯は、に規定するほか、<u>4 - 51 - 2 - 2</u> 及び の基準に準じたものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 55 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)</p>
---	---

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係）

から（略）

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上 400mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、4-57-3(1) ただし書の自動車の備える前部霧灯にあつては、この限りでない。

、（略）

前部霧灯は、4-61-3(1) から に規定するほか、4-57-3(1) 及び の基準に準じたものであること。

～（略）

(2)(略)

4-61-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、4-61-5(従前規定の適用)の規定を適用する。（適用関係告示第30条第3項第1号関係）
- (2) 昭和50年3月31日以前に製作された自動車については、4-61-6(従前規定の適用)の規定を適用する。（適用関係告示第30条第3項第2号関係）
- (3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-61-7(従前規定の適用)の規定を適用する。（適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係）

4-61-5 従前規定の適用

昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 30 条第 3 項第 1 号関係）

4-61-5-1 装備要件

4-61-7-1 に同じ。

4-61-5-2 性能要件

- (1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

光度は、10,000cd 以下であること。

照射光線の主光軸が前方 30m から先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。

照射光線の主光軸は、下向きであること。

照射光線の主光軸（前方 30m から先の地面を照射するものに限る。）は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。

前部霧灯は、 から に規定するほか、4-57-5-2(1) 及び の基準に準じたものであること。この場合において、4-57-5-2(1) 中「の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが」とあるのは「(その照射光線の主光軸が前方 30m から先の地面を照射するものに限る。)の灯光の色は、走行用前照灯の灯光の色と」と読み替

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係）

から（略）

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上 400mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、4-51-3(1) ただし書の自動車の備える前部霧灯にあつては、この限りでない。

、（略）

前部霧灯は、4-55-3(1) から に規定するほか、4-51-3(1) 及び の基準に準じたものであること。

～（略）

(2)(略)

<p>えるものとする。</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 61 - 5 - 3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。</p> <p>前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。</p> <p>二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25mにおける地面からの高さが1.2mを超えないこと。</p> <p>二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25mにおける地面からの高さが1.2mを超えないこと。</p> <p>前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>4 - 61 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第30条第3項第2号関係）</p> <p>4 - 61 - 6 - 1 装備要件</p> <p>4 - 61 - 7 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 61 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>光度は、10,000cd以下であること。</p> <p>照射光線の主光軸が前方30mから先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。</p> <p>照射光線の主光軸は、下向きであること。</p> <p>照射光線の主光軸（前方30mから先の地面を照射するものに限る。）は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。</p> <p>前部霧灯は、からに規定するほか、4 - 57 - 8 - 2 (1) 及びの基準に準じたものであること。この場合において、4 - 57 - 8 - 2 (1) 中「の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが」とあるのは「(その照射光線の主光軸が前方30mから先の地面を照射するものに限る。)の灯光の色は、走行用前照灯の灯光の色と」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 61 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目</p>	
--	--

告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 61 - 7 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係)

4 - 61 - 7 - 1 装備要件

自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。

4 - 61 - 7 - 2 性能要件

(1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

光度は、10,000cd以下であること。

照射光線の主光軸が前方40mから先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。

照射光線の主光軸は、下向きであること。

照射光線の主光軸は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。

前部霧灯は、からに規定するほか、4 - 57 - 8 - 2 (1) 及びの基準に準じたものであること。

(2) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

4 - 61 - 7 - 3 取付要件

(1) 前部霧灯は、4 - 61 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

- 前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 62 側方照射灯

4 - 62 - 1 装備要件

(略)

4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係)

～ (略)

側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 62 - 2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

- (2) (略)

4 - 62 - 4 適用関係の整理

- (1) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4 - 62 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第31条第1項関係)

4 - 62 - 5 従前規定の適用

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第1項関係)

4 - 62 - 5 - 1 装備要件

自動車の両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。

4 - 62 - 5 - 2 性能要件

- (1) 側方照射灯は、次の基準に適合するものでなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

- (2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく損傷しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 62 - 5 - 3 取付要件

- (1) 側方照射灯は、4 - 56 - 5 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適

4 - 56 側方照射灯

4 - 56 - 1 装備要件

(略)

4 - 56 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 56 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係)

～ (略)

側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 56 - 2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

- (2) (略)

合するよう取付けられなければならない。

側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。

側方照射灯は、その照明部の中心の高さがすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2.5m までの間にあること。

側方照射灯の取付部の構造は、 から に規定するほか、4 - 57 - 8 - 2 (1) の基準に準じたものであること。

(2) 側方照射灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、(1)の基準に適合しないものとする。

(3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 63 車幅灯

4 - 63 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下 4 - 68 - 1、4 - 69 - 1、4 - 76 - 1、4 - 78 - 1 及び 4 - 88 - 2 - 1 (1) において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

4 - 63 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 1 項関係、細目告示第 123 条第 1 項関係)

車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上で照明部の大きさが 15 cm²以上であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

4 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられ

4 - 57 車幅灯

4 - 57 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下 4 - 62 - 1、4 - 63 - 1、4 - 69 - 1、4 - 71 - 1 及び 4 - 81 - 2 - 1 (1) において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

4 - 57 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 1 項関係、細目告示第 123 条第 1 項関係)

車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上で照明部の大きさが 15 cm²以上(平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に備える車幅灯にあっては、光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15 cm²以上)であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。

4 - 57 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付け

なければならない。(保安基準第34条第3項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)

～ (略)

4-58-3(1) 括弧書の自動車及び4-61-3(1) 括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

～ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-63-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4-63-2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては4-63-2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が4-63-2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては4-63-2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。

(2)(略)

4-63-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、4-63-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第2項第1号関係)
- (2) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、4-63-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第3項第1号関係)
- (3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-63-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係)
- (4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4-63-8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第3項第4号関係)
- (5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-63-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係)

4-63-5 従前規定の適用

昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第2項第1号関係)

4-63-5-1 装備要件

なし。

4-63-5-2 性能要件

4-63-7-2に同じ。

られなければならない。(保安基準第34条第3項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)

～ (略)

4-52-3(1) 括弧書の自動車及び4-55-3(1) 括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

～ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-57-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4-57-2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては4-57-2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が4-57-2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては4-57-2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。

(2)(略)

4 - 63 - 5 - 3 取付要件

4 - 63 - 7 - 3 に同じ。

4 - 63 - 6 従前規定の適用

昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 63 - 6 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 650mm となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

4 - 63 - 6 - 2 性能要件

4 - 63 - 7 - 2 に同じ。

4 - 63 - 6 - 3 取付要件

4 - 63 - 7 - 3 に同じ。

4 - 63 - 7 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 3 号関係)

4 - 63 - 7 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

4 - 63 - 7 - 2 性能要件

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

車幅灯は、夜間にその前方 150m の距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

ア 光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が 15cm² 以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

車幅灯は灯器が損傷し、又はレンズが著しく汚損しているものでないこと。

4 - 63 - 7 - 3 取付要件

(1) 車幅灯は、4 - 63 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取り付けられていること。

前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車の車幅灯にあっては、この限りでない。

車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられている場合であってその側の車幅灯を備えたときは、当該車幅灯については、この限りでない。

方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 63 - 8 従前規定の適用

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第3項第4号関係)

4 - 63 - 8 - 1 装備要件

4 - 63 - 9 - 1 に同じ。

4 - 63 - 8 - 2 性能要件

4 - 63 - 9 - 2 に同じ。

4 - 63 - 8 - 3 取付要件

(1) 車幅灯は、4 - 63 - 9 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取り付けられていること。

前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車の車幅灯にあっては、この限りでない。

4 - 58 - 9 - 3 (1) 括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、の基準にかかわらず、方向の指

示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 63 - 9 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

(適用関係告示第 32 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 5 号及び第 6 号関係)

4 - 63 - 9 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるずれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

4 - 63 - 9 - 2 性能要件

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

ア 光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が 15cm² 以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、そのすべてが同一であること。

車幅灯は灯器が損傷し、又はレンズが著しく汚損しているものでないこと。

4 - 63 - 9 - 3 取付要件

- (1) 車幅灯は、4 - 63 - 9 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内(被牽引自動車にあっては、150mm 以内)となるように取り付けられていること。

前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車の車幅灯にあっては、この限りでない。

- 4 - 58 - 9 - 3 (1) 括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
- 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 64 前部上側端灯

4 - 64 - 1 装備要件

自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 2 第 1 項関係)

4 - 64 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 124 条第 3 項関係)

～ (略)

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 64 - 2 (1) に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

- (2)(略)

4 - 64 - 4 適用関係の整理

- (1) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 64 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 33 条第 1 項及び第 2 項関係)

4 - 64 - 5 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

ただし、平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、この規定は適用しなくてもよい。(適用関係告示第 33 条第 1 項及び第 2 項関係)

4 - 64 - 5 - 1 装備要件

自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。

4 - 64 - 5 - 2 性能要件

前部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

4 - 58 前部上側端灯

4 - 58 - 1 装備要件

自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 2 第 1 項関係)

4 - 58 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 58 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 124 条第 3 項関係)

～ (略)

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 58 - 2 (1) に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

- (2)(略)

前部上側端灯は、夜間にその前方 300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。

前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部上側端灯の内側方向 45°の平面及び前部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

4 - 64 - 5 - 3 取付要件

- (1) 前部上側端灯は、4 - 64 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取り付けられていること。

被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。

前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（前面が左右対称でない自動車の前部上側端灯を除く。）。

前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。

前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 65 前部反射器

4 - 65 - 1 装備要件

(略)

4 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係）

前部反射器は、夜間にその前方 150m の距離から走行用前照灯（4 - 57 - 2 - 1 の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動

4 - 59 前部反射器

4 - 59 - 1 装備要件

(略)

4 - 59 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係）

前部反射器は、夜間にその前方 150m の距離から走行用前照灯（4 - 51 - 2 - 1 の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊

<p>車に備えるものを除く。) 4 - 67 及び 4 - 73 において同じ。) をいう。) で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが 10cm² 以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>から (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>前部反射器の取付位置は、 から に規定するほか、<u>4 - 63 - 3(1)</u> の基準に準じたものであること。</p> <p>(略)</p> <p>前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>4 - 65 - 2(1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 65 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 65 - 5(従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 34 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 65 - 6(従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p>4 - 65 - 5 従前規定の適用</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 34 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p>4 - 65 - 5 - 1 装備要件</p> <p>被牽引自動車の前面の両側に 4 - 65 - 5 - 2 の基準に適合する前部反射器を備える場合には、4 - 63 の規定にかかわらず、これに車幅灯を備えないことができる。</p> <p>4 - 65 - 5 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>前部反射器は、夜間にその前方 100m の距離から走行用前照灯(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯及び 4 - 57 - 8 - 1(2)の走行用前照灯を除く。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>次に掲げる前部反射器は、 の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第</p>	<p>自動車に備えるものを除く。) 4 - 60 及び 4 - 67 において同じ。) をいう。) で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが 10 cm² 以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>から (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4 - 59 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>前部反射器の取付位置は、 から に規定するほか、<u>4 - 57 - 3(1)</u> の基準に準じたものであること。</p> <p>(略)</p> <p>前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>4 - 59 - 2(1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2) (略)</p>
---	--

<p>2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。</p> <p>ア 反射部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの</p> <p>イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 65 - 5 - 3 取付要件</p> <p>4 - 65 - 6 - 3 に同じ。</p> <p>4 - 65 - 6 従前規定の適用</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第34条第1項、第2項第2号及び第3項第2号関係)</p> <p>4 - 65 - 6 - 1 装備要件</p> <p>被牽引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。</p> <p>4 - 65 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯及び4 - 57 - 8 - 1(2)の走行用前照灯を除く。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>次に掲げる前部反射器は、の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。</p> <p>ア 反射部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの</p> <p>イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>前部反射器の反射部は、文字以外の形であること。</p> <p>前部反射器による反射光の色は、白色又は橙色であること。</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 65 - 6 - 3 取付要件</p> <p>(1) 前部反射器は、4 - 65 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p>	
---	--

前部反射器は、その反射部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

前部反射器の取付位置は、及びに規定するほか、4-57-9-3(1)の基準に準じたものであること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4-66 側方灯

4-66-1 装備要件

(略)

4-66-2 性能要件(視認による審査)

(略)

4-66-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係)

～ (略)

側方灯は、4-68-3(1)の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この条において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、4-79-3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-66-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4-66-2(1)及びに係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう取り付けられている場合にあっては、4-66-2(1)及びの基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並び

4-60 側方灯

4-60-1 装備要件

(略)

4-60-2 性能要件(視認による審査)

(略)

4-60-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係)

～ (略)

側方灯は、4-62-3(1)の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この条において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、4-72-3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-60-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4-60-2(1)及びに係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう取り付けられている場合にあっては、4-60-2(1)及びの基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する

に被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が4-79-2(1)表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4-66-4 適用関係の整理

- (1) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、4-66-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第2項第1号関係)
- (2) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4-66-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第3項第1号関係)
- (3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-66-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第35条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第3項第3号及び第4項関係)

4-66-5 従前規定の適用

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第2項第1号関係)

4-66-5-1 装備要件

なし。

4-66-5-2 性能要件

なし。

4-66-5-3 取付要件

なし。

4-66-6 従前規定の適用

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第3項第1号関係)

4-66-6-1 装備要件

4-66-7-1に同じ。

4-66-6-2 性能要件

4-66-7-2に同じ。

4-66-6-3 取付要件

- (1) 側方灯は、4-66-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの3分

軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が4-72-2(1)表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

の1以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。

後部に備える側方灯の照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。

側方灯は、4-68-6-3(1)の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器等と兼用の側方灯は、方向指示器等を作動させている場合においては、当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造でなければならない。

方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4-66-7 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第3項第3号及び第4項関係)

4-66-7-1 装備要件

次の から までに掲げる自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)の両側面には、当該 から までに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

長さ9m以上の普通自動車 前部、中央部及び後部

長さ6m以上9m未満の普通自動車 前部及び後部

長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車 前部

長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車 後部

ボール・トレーラ 後部

4-66-7-2 性能要件

(1) 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、 の基準に適合するものとする。この場合においては、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 光源が3W以上30W以下で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

側方灯の灯光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるも

のあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはそのすべてが同一であること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損してものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 66 - 7 - 3 取付要件

(1) 側方灯は、4 - 66 - 7 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。

後部に備える側方灯の照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。

側方灯は、4 - 68 - 6 - 3(1)の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器等と兼用の側方灯は、方向指示器等を作動させている場合においては、当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造でなければならない。

方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 67 側方反射器

4 - 67 - 1 装備要件

(略)

4 - 67 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 67 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)

4 - 61 側方反射器

4 - 61 - 1 装備要件

(略)

4 - 61 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 61 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係）

～（略）

側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 66 - 3(1) から までの基準に準じたものであること。

その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。

側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 67 - 2(1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 67 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 67 - 5(従前規定の適用) の規定を適用する。（適用関係告示第35条第2項第1号関係）

(2) 昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、4 - 67 - 6(従前規定の適用) の規定を適用する。（適用関係告示第35条第5項関係）

(3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 67 - 7(従前規定の適用) の規定を適用する。（適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係）

4 - 67 - 5 従前規定の適用

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第35条第2項第1号関係）

4 - 67 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 67 - 5 - 2 性能要件

なし。

4 - 67 - 5 - 3 取付要件

なし。

4 - 67 - 6 従前規定の適用

昭和50年11月30日以前に製作されたポール・トレーラについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第35条第5項関係）

4 - 67 - 6 - 1 装備要件

ポール・トレーラの両側面には、4 - 67 - 6 - 2 及び 4 - 67 - 6 - 3 の基準に適合する側方反射器を備えなければならない。

4 - 67 - 6 - 2 性能要件

(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

側方反射器は、夜間側方150m（昭和48年11月30日以前に製作されたポール・トレーラにあっては、100m）の距離から走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯及び 4 - 57 - 8 - 1(2)）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係）

～（略）

側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 60 - 3(1) から までの基準に準じたものであること。

その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。

側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 61 - 2(1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

の走行用前照灯を除く。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

次の各号に掲げる側方反射器は、の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 反射部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 67 - 6 - 3 取付要件

(1) 側方反射器の取付位置は、地上2m以下であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 67 - 7 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)

4 - 67 - 7 - 1 装備要件

次の から までに掲げる自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)の両側面には、当該 から までに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

長さ9m以上の普通自動車 前部、中央部及び後部

長さ6m以上9m未満の普通自動車 前部及び後部

長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車 前部

長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車 後部

ポール・トレーラ 後部

4 - 67 - 7 - 2 性能要件

(1) 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯及び4 - 57 - 8 - 1(2)の走行用前照灯を除く。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

次に掲げる側方反射器は、の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

<p>ア 反射部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10cm²以上のもの</p> <p>イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>側方反射器の反射部は、三角形以外の形であること。</p> <p>側方反射器による反射光の色は、橙色又は赤色であること。</p> <p>(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>4 - 67 - 7 - 3 取付要件</p> <p>(1) 側方反射器は、4 - 67 - 7 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p> <p>側方反射器による反射光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはそのすべてが同一であること。</p> <p>二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。</p> <p>長さ6m未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後端から当該自動車の3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。</p> <p>側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 66 - 7 - 3(1) から まで(長さ6m未満の自動車にあつては、4 - 66 - 7 - 3(1) 及び)の基準に準じたものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	<p>4 - 62 番号灯</p> <p>4 - 62 - 1 装備要件</p> <p>自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第36条第1項関係)</p> <p>4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>番号灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもので</p>
<p>4 - 68 番号灯</p> <p>4 - 68 - 1 装備要件</p> <p>自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第36条第1項関係)</p> <p>4 - 68 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>4 - 68 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>番号灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものであ</p>	<p>4 - 62 番号灯</p> <p>4 - 62 - 1 装備要件</p> <p>自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第36条第1項関係)</p> <p>4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>番号灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもので</p>

<p>ること。</p> <p>(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第36条第3項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第127条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-68-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2)(略)</p> <p>4-68-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、4-68-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第36条第2項関係)</p> <p>(2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4-68-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第36条第1項関係)</p> <p>4-68-5 従前規定の適用</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第36条第2項関係)</p> <p>4-68-5-1 装備要件</p> <p>なし。</p> <p>4-68-5-2 性能要件</p> <p>なし。</p> <p>4-68-5-3 取付要件</p> <p>4-68-6-3に同じ。</p> <p>4-68-6 従前規定の適用</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第36条第1項関係)</p> <p>4-68-6-1 装備要件</p> <p>自動車の後面には、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)にあっては、この限りでない。</p> <p>4-68-6-2 性能要件</p> <p>(1) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、4-68-6-1の基準に適合するものとする</p> <p>番号灯試験機を用いて計測した番号標板面の照度が30ルクス以上のもの</p> <p>指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、4-68-6-1の基準に適合しないものとする。</p>	<p>ること。</p> <p>(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第36条第3項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第127条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-62-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2)(略)</p>
---	--

(3) 施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、4 - 68 - 6 - 1 の基準に適合する番号灯として取り扱うものとする。

4 - 68 - 6 - 3 取付要件

- (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 69 尾灯

4 - 69 - 1 装備要件

(略)

4 - 69 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 69 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係)

尾灯は、4 - 68 - 3(1) の基準に準じたものであること。

~ (略)

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 69 - 2(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 69 - 2(1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 69 - 2(1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの前部に取り付けられている側方灯が 4 - 69 - 2(1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4 - 69 - 2(1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

4 - 63 尾灯

4 - 63 - 1 装備要件

(略)

4 - 63 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係)

尾灯は、4 - 62 - 3(1) の基準に準じたものであること。

~ (略)

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 63 - 2(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 63 - 2(1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 63 - 2(1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの前部に取り付けられている側方灯が 4 - 63 - 2(1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4 - 63 - 2(1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 69 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、4 - 69 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第37条第2項第2号関係)
- (2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 69 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第37条第2項第1号及び第3項第1号関係)
- (3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 69 - 7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第37条第3項第2号及び第3号関係)
- (4) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 69 - 8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第37条第3項第4号、第5号及び第4項関係)
- (5) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4 - 69 - 9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第37条第3項第6号関係)
- (6) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 69 - 10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第37条第1項、第2項第3号、第3項第7号及び第8号関係)

4 - 69 - 5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第2項第2号関係)

4 - 69 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 69 - 5 - 2 性能要件

4 - 69 - 8 - 2 に同じ。

4 - 69 - 5 - 3 取付要件

4 - 69 - 6 - 3 に同じ。

4 - 69 - 6 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第2項第1号及び第3項第1号関係)

4 - 69 - 6 - 1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面には、尾灯を備えなければならない。

4 - 69 - 6 - 2 性能要件

4 - 69 - 8 - 2 に同じ。

4 - 69 - 6 - 3 取付要件

- (1) 尾灯は、4 - 69 - 8 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

(2)(略)

後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。

4 - 63 - 6 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」により1個の尾灯として見なされるものについては、の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 69 - 7 従前規定の適用

昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第37条第3項第2号及び第3号関係）

4 - 69 - 7 - 1 装備要件

自動車（最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅2m未満の自動車（旅客自動車運送事業用自動車を除く。）には、尾灯を後面に1個備えればよい。

4 - 69 - 7 - 2 性能要件

4 - 69 - 8 - 2 に同じ。

4 - 69 - 7 - 3 取付要件

(1) 尾灯は、4 - 69 - 7 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

尾灯は、4 - 68 - 6 - 3 (1)の基準に準じたものであること。この場合において、方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える尾灯にあつては、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。

4 - 69 - 7 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 69 - 8 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第4号、第5号及び第4項関係)

4 - 69 - 8 - 1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。

4 - 69 - 8 - 2 性能要件

(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

尾灯は、夜間にその後方150mの距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。
ア 光源が5W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

尾灯の灯光の色は、赤色であること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 69 - 8 - 3 取付要件

(1) 尾灯は、4 - 69 - 8 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

尾灯は、4 - 68 - 6 - 3 (1)の基準に準じたものであること。この場合において、方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。)

<p>4 - 69 - 8 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>4 - 69 - 9 従前規定の適用 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第6号関係)</p> <p>4 - 69 - 9 - 1 装備要件 4 - 69 - 10 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 69 - 9 - 2 性能要件 4 - 69 - 10 - 2 に同じ。</p> <p>4 - 69 - 9 - 3 取付要件 (1) 尾灯は、4 - 69 - 9 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 尾灯は、4 - 68 - 6 - 3 (1)の基準に準じたものであること。 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。 後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。) 4 - 69 - 9 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」により1個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>4 - 69 - 10 従前規定の適用 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第1項、第2項第3号、第3項第7号及び第8号関係)</p> <p>4 - 69 - 10 - 1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>4 - 69 - 10 - 2 性能要件</p>	
---	--

- (1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 尾灯は、夜間にその後方 300m の距離から点灯を確認できるものであること。
 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものであるものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
 ア 光源が 5 W 以上で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 15cm² 以上のもの
 イ 指定自動車等に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯
 ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
- (2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 69 - 10 - 3 取付要件

- (1) 尾灯は、4 - 69 - 10 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 尾灯は、4 - 68 - 6 - 3 (1)の基準に準じたものであること。
 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下となるように取り付けられていること。
 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。
 後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）
 4 - 69 - 10 - 1 のただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」により 1 個の尾灯として見なされるものについては、及びの「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 70 後部霧灯

4 - 70 - 1 装備要件

自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。（保安基準第 37 条の 2 第 1 項）

4 - 64 後部霧灯

4 - 64 - 1 装備要件

自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。（保安基準第 37 条の 2 第 1 項）

<p>4 - 70 - 2 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>4 - 70 - 3 取付要件（視認等による審査） （1） 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第37条の2第3項関係） この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係）</p> <p>～（略） 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、 から までに規定するほか、<u>4 - 69 - 3(1)</u>の基準に準じたものであること。</p> <p>～（略） 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等<u>4 - 69 - 2(1)</u>に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>（2）（略）</p> <p>4 - 70 - 4 適用関係の整理 （1）平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4 - 70 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第38条第3項第1号関係） （2）平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 70 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第38条第1項、第2項、第3項第2号、第4項関係）</p> <p>4 - 70 - 5 従前規定の適用 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第38条第3項第1号関係）</p> <p>4 - 70 - 5 - 1 装備要件 4 - 70 - 6 - 1に同じ。</p> <p>4 - 70 - 5 - 2 性能要件 4 - 70 - 6 - 2に同じ。</p> <p>4 - 70 - 5 - 3 取付要件 （1）後部霧灯は、4 - 70 - 5 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。 後部霧灯の数は、2個以下であること。 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合のみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。ただし、後部霧灯は、尾灯が点灯している場合に限り前照灯又は前部霧灯を消灯した場合であっても点灯している構造とすることができる。この場合において、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯している構造であること。</p>	<p>4 - 64 - 2 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>4 - 64 - 3 取付要件（視認等による審査） （1） 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第37条の2第3項関係） この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係）</p> <p>～（略） 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、 から までに規定するほか、<u>4 - 63 - 3(1)</u>の基準に準じたものであること。</p> <p>～（略） 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等<u>4 - 63 - 2(1)</u>に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>（2）（略）</p>
--	---

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心の高さが地上1m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1m以下となるように取り付けられていること。

後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。

後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 70 - 6 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第38条第1項、第2項、第3項第2号、第4項関係)

4 - 70 - 6 - 1 装備要件

自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。

4 - 70 - 6 - 2 性能要件

- (1) 後部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
後部霧灯の光度は、尾灯の光度を超えるものであること。
後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。
- (2) 次に掲げる後部霧灯であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられているものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- (3) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

4 - 70 - 6 - 3 取付要件

- (1) 後部霧灯は、4 - 70 - 6 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

後部霧灯の数は、2個以下であること。

後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合のみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。ただし、後部霧灯は、尾灯が点灯している場合に限り前照灯又は前部霧灯を消灯した場合であっても点灯している構造とすることができる。この場合において、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯している構造であること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1m以下となるように取り付けられていること。

<p>二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1m以下となるように取り付けられていること。 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>4 - 71 駐車灯 4 - 71 - 1 装備要件 (略) 4 - 71 - 2 性能要件(視認等による審査) (略) 4 - 71 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係) この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第52条第2項関係、細目告示第130条第3項関係) ~ (略) 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 71 - 2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 2(1)及びに係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4 - 71 - 2(1)及びの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。 (2)(略) 4 - 71 - 4 適用関係の整理 (1) 昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、4 - 71 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第39条第2項第1号関係) (2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 71 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第39条第2項第2号関係) (3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 71 - 7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第39条第1項、第3項及び第4項関係) 4 - 71 - 5 従前規定の適用 平成44年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第2項第1号関係)</p>	<p>4 - 65 駐車灯 4 - 65 - 1 装備要件 (略) 4 - 65 - 2 性能要件(視認等による審査) (略) 4 - 65 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係) この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第52条第2項関係、細目告示第130条第3項関係) ~ (略) 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 65 - 2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 65 - 2(1)及びに係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4 - 65 - 2(1)及びの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。 (2)(略)</p>
---	--

<p>4 - 71 - 5 - 1 装備要件 4 - 71 - 7 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 71 - 5 - 2 性能要件 なし。</p> <p>4 - 71 - 5 - 3 取付要件 なし。</p> <p>4 - 71 - 6 従前規定の適用 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 39 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>4 - 71 - 6 - 1 装備要件 4 - 71 - 7 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 71 - 6 - 2 性能要件</p> <p>(1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方 150m の距離から、両側面に備える駐車灯にあつては夜間前方 150m の距離及び後方 150m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 駐車灯の灯光の色は、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向前方 45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向後方 45° の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>(2) (1) の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。 前面に備える駐車灯は夜間前方 150m の距離から、後面に備える駐車灯は夜間後方 150m の距離から点灯を確認できるものであること。 後面に備える駐車灯については 4 - 69 - 8 - 2 (1) の基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、(1) 及び(2) の基準に適合</p>	
---	--

するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

光源が 3W 以上 30W 以下で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 10cm² 以上のもの

指定自動車等に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

4 - 71 - 6 - 3 取付要件

- (1) 駐車灯は、4 - 71 - 6 - 2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、4 - 71 - 6 - 2(1) 及び に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、4 - 71 - 6 - 2(1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあつては、150mm 以内）となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。

後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ 6 m 以上又は幅 2 m 以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。

前面に備える駐車灯は、後面（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、被牽引自動車の後面）に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 71 - 7 従前規定の適用

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 39 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項関係）

4 - 71 - 7 - 1 装備要件

- (1) 自動車の前面及び後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあつては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、自動車の後面の両側に駐車灯を備えることができる。

4 - 71 - 7 - 2 性能要件

(1) 駐車灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

駐車灯は、前面に備える駐車灯にあつては夜間前方 150mの距離から、後面に備える駐車灯にあつては夜間後方 150mの距離から、両側面に備える駐車灯にあつては夜間前方 150mの距離及び後方 150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

駐車灯の灯光の色は、前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色であること。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器と構造上一体となっている駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向前方 45°の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向後方 45°の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

(2) (1)の規定にかかわらず、駐車灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

前面に備える駐車灯は夜間前方 150mの距離から、後面に備える駐車灯は夜間後方 150mの距離から点灯を確認できるものであること。

前面に備える駐車灯については 4 - 63 - 9 - 2 の基準に、後面に備える駐車灯については 4 - 69 - 10 - 2 (1) の基準に準じたものであること。

(3) 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

光源が 3W以上 30W以下で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が 10cm²以上のもの。

指定自動車等に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合

しないものとする。

4 - 71 - 7 - 3 取付要件

- (1) 駐車灯は、4 - 71 - 7 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、4 - 71 - 7 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、4 - 71 - 7 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内(被牽引自動車にあつては、150mm 以内)となるように取り付けられていること。

前面又は後面の両側に備える駐車灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面又は後面が左右対称でない自動車に備える駐車灯にあつては、この限りでない。

後面に備える駐車灯は、そのすべてが同時に点灯するものであること。ただし、長さ 6 m 以上又は幅 2 m 以上の自動車以外の自動車にあつては、左側又は右側の駐車灯のみ点灯する構造とすることができる。

前面に備える駐車灯は、後面(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、被牽引自動車の後面)に備える駐車灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 1 装備要件

(略)

4 - 72 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 72 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 - 66 後部上側端灯

4 - 66 - 1 装備要件

(略)

4 - 66 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 66 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 72 - 4 適用関係の整理

(1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 72 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第40条第1項関係)

4 - 72 - 5 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第40条第1項関係)

4 - 72 - 5 - 1 装備要件

自動車には、後部上側端灯を備えることができる。

4 - 72 - 5 - 2 性能要件

(1) 後部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

後部上側端灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

次に掲げる後部上側端灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。

後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部上側端灯の内側方向45°の平面及び後部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している後部上側端灯は、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 72 - 5 - 3 取付要件

(1) 後部上側端灯は、4 - 72 - 5 - 2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

後部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。

後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

両側に備える後部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(左右対称でない自動車の後部上側端灯を除く。)

後部上側端灯は、その照明部と尾灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに200mm以上離れるような位置に取り付けられていること。

後部上側端灯は、尾灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

(2)(略)

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 73 後部反射器

4 - 73 - 1 装備要件

(略)

4 - 73 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 73 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)

～ (略)

後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、 から までに規定するほか、4 - 69 - 3(1) の基準に準じたものであること。

後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。

後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 73 - 2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 73 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 73 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第41条第3項第1号関係)

(2) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 73 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第41条第1項、第2項、第3項第2号及び第3号関係)

4 - 73 - 5 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条第3項第1号関係)

4 - 73 - 5 - 1 装備要件

自動車の後面には、4 - 73 - 5 - 2の基準に適合する後部反射器を備えなければならない。

4 - 73 - 5 - 2 性能要件

(1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

後部反射器(被牽引自動車に備えるものを除く。)の反射部は、三角形以外の形であること。

被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が50mm以上のも

4 - 67 後部反射器

4 - 67 - 1 装備要件

(略)

4 - 67 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 67 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)

～ (略)

後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、 から までに規定するほか、4 - 63 - 3(1) の基準に準じたものであること。

後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。

後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 67 - 2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

の又は中空の正立正三角形で帯状部の幅が25mm以上のものであること。

後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯及び4-57-8-1(2)の走行用前照灯を除く。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

次に掲げる後部反射器は、の基準に適合するものとする。この場合において、反射器の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

ア 反射部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が10cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

後部反射器による反射光の色は、赤色であること。

(2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4-73-5-3 取付要件

(1) 後部反射器は、4-73-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心の高さが地上1.5m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1.5m以下となるように取り付けられていること。

最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取り付けられていなければならない。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4-73-6 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第41条第1項、第2項、第3項第2号及び第3号関係）

4-73-6-1 装備要件

自動車の後面には、4-73-6-2の基準に適合する後部反射器を備えなければならない。

4-73-6-2 性能要件

- (1) 後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く。）の反射部は、三角形以外の形であること。
 被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が 30mm 以上の中空の正立正三角形であって、一辺が 150mm 以上のものであること。
 後部反射器は、夜間にその後方 150m の距離から走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯及び 4 - 57 - 8 - 1 (2) の走行用前照灯を除く。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
 次に掲げる後部反射器は、の基準に適合するものとする。この場合において、反射部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
 ア 反射部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 10cm² 以上のもの
 イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
 ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
 後部反射器による反射光の色は、赤色であること。
- (2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

4 - 73 - 6 - 3 取付要件

- (1) 後部反射器は、4 - 73 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心の高さが地上 1.5m 以下となるように取り付けられていること。
 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上 1.5m 以下となるように取り付けられていること。
 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取り付けられていればよい。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

4 - 74 大型後部反射器

4 - 74 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7 t以上のものの後面には、4 - 73の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。(保安基準第38条の2第1項関係)

4 - 74 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 74 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係)

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第55条第2項関係、細目告示第133条第3項関係)

~ (略)

大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 74 - 2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 75 欠番

4 - 76 制動灯

4 - 76 - 1 装備要件

(略)

4 - 76 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下4 - 76及び4 - 77において同じ。)又は補助制動装置(主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。)を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第1項関係、細目告示第

4 - 68 大型後部反射器

4 - 68 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7 t以上のものの後面には、4 - 67の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。(保安基準第38条の2第1項関係)

4 - 68 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 68 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係)

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第55条第2項関係、細目告示第133条第3項関係)

~ (略)

大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 68 - 2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 69 制動灯

4 - 69 - 1 装備要件

(略)

4 - 69 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下4 - 69及び4 - 70において同じ。)又は補助制動装置(主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。)を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第

134 条第 1 項関係)

制動灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 15W 以上で照明部の大きさが 20 cm以上であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。

～ (略)

(2)(略)

4 - 76 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)

～ (略)

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 69 - 3 (1)及び の基準に準じたものであること。

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 76 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 76 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 76 - 2 (1)に掲げた性能のうち 4 - 76 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 76 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車及び最高速度25km/h未満の自動車については、4 - 76 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第42条第2項第1号関係)
- (2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 76 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第42条第3項第1号関係)
- (3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 76 - 7 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第42条第3項第2号、第3号及び第4項関係)
- (4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4 - 76 - 8 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第42条第3項第4号関係)
- (5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 76 - 9 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第42条第1項、第3項第5号及び第6号関係)

4 - 76 - 5 従前規定の適用

1 項関係、細目告示第 134 条第 1 項関係)

制動灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 15W 以上で照明部の大きさが 20 cm以上(平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に備える制動灯にあっては、光源が 15W 以上 60W 以下で照明部の大きさが 20 cm以上)であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。

～ (略)

(2)(略)

4 - 69 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)

～ (略)

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 63 - 3 (1)及び の基準に準じたものであること。

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 69 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 69 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 69 - 2 (1)に掲げた性能のうち 4 - 69 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車及び最高速度25km/h未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第2項第1号関係)

4 - 76 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 76 - 5 - 2 性能要件

4 - 76 - 6 - 2 に同じ。

4 - 76 - 5 - 3 取付要件

4 - 76 - 6 - 3 に同じ。

4 - 76 - 6 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第1号関係)

4 - 76 - 6 - 1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、長さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面には、制動灯を備えなければならない。

4 - 76 - 6 - 2 性能要件

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 光源が15W以上で照明部の大きさが20cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の2倍以上となる構造であること。

制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。

制動灯は、後方10mの距離における地上2.5mまでのすべての位置からその照明部を見通すことができるように取り付けられたものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 76 - 6 - 3 取付要件

(1) 制動灯は、4 - 76 - 6 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。)又は補助制動装置(主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。)を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装

路面において80km/h(最高速度80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、4-76-6-3(1)の基準に準じたものであること。

の規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができ、非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える制動灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、消灯する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4-76-7 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第2号、第3号及び第4項関係)

4-76-7-1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面(幅2m以上の自動車及び旅客自動車運送事業用自動車にあっては、後面の両側)には、制動灯を備えなければならない。

4-76-7-2 性能要件

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 光源が15W以上で照明部の大きさが 20cm^2 以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の3倍以上となる構造であること。

制動灯の灯光の色は、赤色又は橙色であること。

制動灯は、後方10mの距離における地上2.5mまでのすべての位置からその照明部を見通すことができるように取り付けられたものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないも

のとする。

4 - 76 - 7 - 3 取付要件

- (1) 制動灯は、4 - 76 - 7 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。)又は補助制動装置(主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。)を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、4 - 63 - 8 - 3 (1)及びの基準に準じたものであること。

の規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができ、非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える制動灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、消灯する構造とすることができる。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 76 - 8 従前規定の適用

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第4号関係)

4 - 76 - 8 - 1 装備要件

4 - 76 - 9 - 1に同じ。

4 - 76 - 8 - 2 性能要件

4 - 76 - 9 - 2に同じ。

4 - 76 - 8 - 3 取付要件

- (1) 制動灯は、4 - 76 - 9 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。)又は補助制動装置(主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。)を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)から

減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2m以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、4-69-9-3(1)及びの基準に準じたものであること。

4-76-9-1ただし書きの自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」により1個の制動灯として見なされるものについては、の「後面の両面に備える制動灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4-76-9 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第1項、第3項第5号及び第6号関係)

4-76-9-1 装備要件

自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。

4-76-9-2 性能要件

(1) 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであること。

次に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、の基準に適合するものとする。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

ア 光源が15W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が 20cm^2 以上のもの

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。

制動灯の灯光の色は、赤色であること。

制動灯は、後方10mの距離における地上2.5mまでのすべての位置からその照明部を見通すことができるように取り付けられたものであること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4 - 76 - 9 - 3 取付要件

(1) 制動灯は、4 - 76 - 9 - 2 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては、 に係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

制動灯は、主制動装置 (牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。) 又は補助制動装置 (主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。) を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h (最高速度 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が、 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下となるように取り付けられていること。

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、 及び に規定するほか、4 - 63 - 10 - 3 (1) 及び の基準に準じたものであること。

4 - 69 - 9 - 1 ただし書きの自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」により 1 個の制動灯として見なされるものについては、 の「後面の両面に備える制動灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 77 補助制動灯

4 - 77 - 1 装備要件

(略)

4 - 77 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 57 条第 1 項関係、細目告示第 135 条第 1 項関係)

補助制動灯は、4 - 76 - 2 (1) 及び の基準に準じたものであること。この場合において、4 - 76 - 2 (1) の基準中「上方 15° の平面及び下方 15° の平面」とあるのは「上方 10° の平面及び下方 5° の平面」と、「45° の平面」とあるのは「10° の平面」と

4 - 70 補助制動灯

4 - 70 - 1 装備要件

(略)

4 - 70 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 57 条第 1 項関係、細目告示第 135 条第 1 項関係)

補助制動灯は、4 - 69 - 2 (1) 及び の基準に準じたものであること。この場合において、4 - 69 - 2 (1) の基準中「上方 15° の平面及び下方 15° の平面」とあるのは「上方 10° の平面及び下方 5° の平面」と、「45° の平面」とあるのは「10° の

とする。

補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2)(略)

4-77-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係)

～ (略)

補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-77-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4-77-4 適用関係の整理

(1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-77-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第43条第1項及び第2項関係)

4-77-5 従前規定の適用

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第43条第1項及び第2項関係)

4-77-5-1 装備要件

自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。

4-77-5-2 性能要件

(1) 補助制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

補助制動灯は、4-76-2(1)及びの基準に準じたものであること。この場合において、4-76-2(1)の基準中「上方15°の平面及び下方15°の平面」とあるのは「上方10°の平面及び下方5°の平面」と、「45°の平面」とあるのは「10°の平面」とする。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

4-77-5-3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4-77-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

補助制動灯の数は、1個であること(に掲げるただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取り付ける場合を除く。)

補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものによっては、照明部の

平面」とする。

補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2)(略)

4-70-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係)

～ (略)

補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-70-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

中心を車両中心面から 150 mm までの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。

補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。

補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 1 装備要件

(略)

4 - 78 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 1 項関係、細目告示第 136 条第 1 項)

後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20 cm²以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

4 - 78 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

~ (略)

後退灯は、 から に規定するほか、4 - 69 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

後退灯は、点滅するものでないこと。

後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 78 - 2 (1) に掲げた性能(型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 78 - 4 適用関係の整理

4 - 71 後退灯

4 - 71 - 1 装備要件

(略)

4 - 71 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 1 項関係、細目告示第 136 条第 1 項)

後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20 cm²以上(平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車に備える後退灯にあっては、その光度が 5000cd 以下(主として後方を照射するための後退灯にあっては 300cd 以下))であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

4 - 71 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

~ (略)

後退灯は、 から に規定するほか、4 - 63 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

後退灯は、点滅するものでないこと。

後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 71 - 2 (1) に掲げた性能(型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

- (1) 昭和32年3月31日以前に製作された自動車については、4-78-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第3項第1号関係)
- (2) 昭和39年4月14日以前に製作された自動車については、4-78-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第2項第1号関係)
- (3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車で長さ6m未満のものについては、4-78-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第2項第2号関係)
- (4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4-78-8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第3項第2号関係)
- (5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-78-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第44条第1項、第2項第3号及び第4項関係)

4-78-5 従前の規定の適用

昭和32年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第3項第1号関係)

4-78-5-1 装備要件

なし。

4-78-5-2 性能要件

4-78-8-2に同じ。

4-78-5-3 取付要件

後退灯は、4-78-5-2に掲げた性能(法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯(以下4-78において「型式指定前部霧灯」という。))が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

後退灯の数は、2個以下であること。

後退灯は、運転者席において点灯できない構造又は変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。

主として後方を照射するための後退灯の照射光線の主光軸は、下向きであり、かつ、後方7.5mから先の地面を照射しないこと。この場合において、次に掲げる後退灯であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

ア 光度が300cd以下の後退灯

イ 指定自動車等に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

4-78-6 従前の規定の適用

昭和39年4月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第2項第1号関係)

4-78-6-1 装備要件

なし。

4-78-6-2 性能要件

<p>4 - 78 - 8 - 2 に同じ。</p> <p>4 - 78 - 6 - 3 取付要件 4 - 78 - 9 - 3 に同じ。</p> <p>4 - 78 - 7 従前の規定の適用 昭和44年3月31日以前に製作された自動車で長さ6m未満のものについては、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第2項第2号関係)</p> <p>4 - 78 - 7 - 1 装備要件 なし。</p> <p>4 - 78 - 7 - 2 性能要件 4 - 78 - 8 - 2 に同じ。</p> <p>4 - 78 - 7 - 3 取付要件 4 - 78 - 9 - 3 に同じ。</p> <p>4 - 78 - 8 従前の規定の適用 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第44条第3項第2号関係)</p> <p>4 - 78 - 8 - 1 装備要件 4 - 78 - 9 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 78 - 8 - 2 性能要件 自動車の後退灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 後退灯の光度は、5,000cd以下であること。 後退灯の灯光の色は、<u>白色又は淡黄色</u>であること。 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>4 - 78 - 8 - 3 取付要件 4 - 71 - 9 - 3 に同じ。</p> <p>4 - 78 - 9 従前の規定の適用 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第44条第1項、第2項第3号及び第4項関係)</p> <p>4 - 78 - 9 - 1 装備要件 自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>4 - 78 - 9 - 2 性能要件 自動車の後退灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 後退灯の光度は、<u>5,000cd</u>以下であること。 後退灯の灯光の色は、白色であること。 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>4 - 78 - 9 - 3 取付要件 後退灯は、4 - 78 - 9 - 2 に掲げた性能(法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯(以下4 - 78において「型式指定前部霧灯」という。)が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。</p>	
---	--

後退灯の数は、2個以下であること。

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作している場合にのみ点灯する構造であること。

主として後方を照射するための後退灯の照射光線の主光軸は、下向きであり、かつ、後方7.5mから先の地面を照射しないこと。この場合において、次に掲げる後退灯であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

ア 光度が300cd以下の後退灯

イ 指定自動車等に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないこと。